

(1) 災害廃棄物処理事業に係る補助事業の概要

災害等廃棄物処理事業にかかる補助事業としては、廃掃法第 22 条の規定により国から市町村へ補助が実施される。

第二十二條 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。

災害等廃棄物処理事業の概要を表 2-9-(1)-1 に示す。

表 2-9-(1)-1 災害廃棄物処理事業の概要①

| | |
|-------|--|
| 補助金名 | 災害等廃棄物処理事業費補助金 |
| 対象事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分 ・災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分 ・仮設便所、集団避難所等から排出されたし尿の収集、運搬及び処分(災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る) ・国内災害により海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物の収集、運搬及び処分 |
| 補助先 | 市町村(一部事務組合、広域連合、特別区を含む) |
| 要件 | <ul style="list-style-type: none"> ・指定市:事業費80万円以上、市町村:事業費40万円以上 ・降雨:最大 24 時間雨量が 80 mm以上によるもの ・暴風:最大風速(10 分間の平均風速)15m/sec 以上によるもの ・高潮:最大風速 15m/sec 以上の暴風によるもの 等 |
| 補助率 | 1/2 |
| 財務局立会 | あり |
| 査定方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の処理完了前に査定を行う場合は、原則として、現地にて被災状況、仮置場の状況等を確認し、査定を行う。 ・災害廃棄物の処理完了後は、当該都道府県庁舎等において机上査定を行う。 ・事業終了までに概算払いを希望する市町村については推計による事前協議を実施(本省⇄財務省:1 億円以上) |

出典:「災害関係業務事務処理マニュアル(令和3年2月)」(環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課) p.8 一部修正

通常災害時は、本補助金の補助うら分に対し、8割を限度として特別交付税の措置がなされ、実質的な市町村等の負担は1割程度となるが、激甚災害時や特定非常災害時は、さらに市町村等の負担が軽減される（図2-9-(1)-1参照）。

| 災害等廃棄物処理事業費補助金 | | | | | | | | |
|---|----------------------|---|--|--|--|--|--|--|
| 災害等廃棄物処理事業は、市町村(一部事務組合・広域連合を含む)が災害その他の事由のために実施した廃棄物の収集・運搬及び処分に係る事業であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第22条の規定に基づき、市町村に対し国庫補助を行うものである。 | | | | | | | | |
| | 通常災害 | 激甚災害 | 特定非常災害 | | 令和2年7月豪雨 | | 令和元年房総半島台風及び東日本台風 | |
| 対象の市町村 | 被災市町村 | 激甚災害による負担が一定の水準を超えた市町村 | 被災市町村 | 事業費が標準税収入の一定割合を超えた市町村 | 被災市町村 | 事業費が標準税収入の一定割合を超えた市町村 | 被災市町村 | 事業費が標準税収入の一定割合を超えた市町村 |
| 国庫補助率 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | | 1/2 | | 1/2 | |
| 災害廃棄物処理基金 | — | — | — | 事業費の2.5%(国庫補助及び地方財政措置後の残割合)から、標準税収入の0.5%相当額を控除した額の90%について、該当都道府県に基金を設置予定 | — | 事業費の2.5%(国庫補助及び地方財政措置後の残割合)から、標準税収入の0.5%相当額を控除した額の90%について、該当都道府県に基金を設置予定 | — | 事業費の2.5%(国庫補助及び地方財政措置後の残割合)から、標準税収入の0.5%相当額を控除した額の90%について、該当都道府県に基金を設置予定 |
| 地方財政措置 | 地方負担分の80%について特別交付税措置 | 左記に加え、さらに残りの20%について、災害対策債により対応することとし、その元利償還金の57%について特別交付税措置※起債充当率100% | (1)災害対策債の発行要件を満たす場合、元利償還金の95%について公債費方式により基準財政需要額に算入 ※起債充当率100% (2)災害対策債の発行要件を満たさない場合、地方負担額の95%について特別交付税措置 | | (1)災害対策債の発行要件を満たす場合、元利償還金の95%について公債費方式により基準財政需要額に算入 ※起債充当率100% (2)災害対策債の発行要件を満たさない場合、地方負担額の95%について特別交付税措置 | | (1)災害対策債の発行要件を満たす場合、元利償還金の95%について公債費方式により基準財政需要額に算入 ※起債充当率100% (2)災害対策債の発行要件を満たさない場合、地方負担額の95%について特別交付税措置 | |
| 合計 | 90% | 95.7% | 97.5% | 事業費及び標準税収入により算出 | 97.5% | 事業費及び標準税収入により算出 | 97.5% | 最大99.7% |
| 半壊家屋の解体 | 対象外 | 対象外 | 対象 | | 対象 | | 対象 | |

図2-9-(1)-1 災害廃棄物処理事業の概要②

出典：「災害関係業務事務処理マニュアル（令和3年2月）」（環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課）p.7

また、東日本大震災における、補助金の内訳は、下記のとおりである。東日本大震災においては、制度の拡充等により、実質的な地方負担は0%となった（表2-9-(1)-2参照、図2-9-(1)-2参照）。

- ①災害等廃棄物処理事業費国庫補助金
- ②災害廃棄物処理促進事業費補助（GND基金補助）
- ③震災復興特別交付税

表 2-9-(1)-2 東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の特例措置

| | 通常 | 阪神・淡路 大震災 | 東日本大震災 |
|-----------------------|------------------------|--------------------------|---|
| 対 象 | 被災市町村 | 被災市町村 | 特定被災地方公共団体は嵩上げ (沿岸12市町村、花巻市、北上市、遠野市、一関市、奥州市、滝沢村、矢巾町、平泉町、住田町) |
| 国庫補助率 | 1/2 | 1/2 | 標準税収入に対する災害廃棄物処理事業費の割合に応じて補助 ・標準税収入の10/100以下の部分は、その額の50/100 ・標準税収入の10/100を超え20/100以下の部分は、その額の80/100 ・標準税収入の20/100を超える部分は、その額の90/100 → 国庫補助の90%弱 |
| グリーンニュー ディール 基金 | — | — | 地方負担額の実情を考慮した地方の一時負担の軽減のため、基金を用い国の実質負担額を平均95%とする。 (約5%嵩上げ) |
| 地方財政措置 | 地方負担分の80%について 交付税措置 | その元利償還金の95%について 交付税措置 | 震災復興特別交付税で 全額措置 |

出典：「災害関係業務事務処理マニュアル（自治体事務担当者用）（平成26年6月）」
（環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）p.7 一部修正・加筆

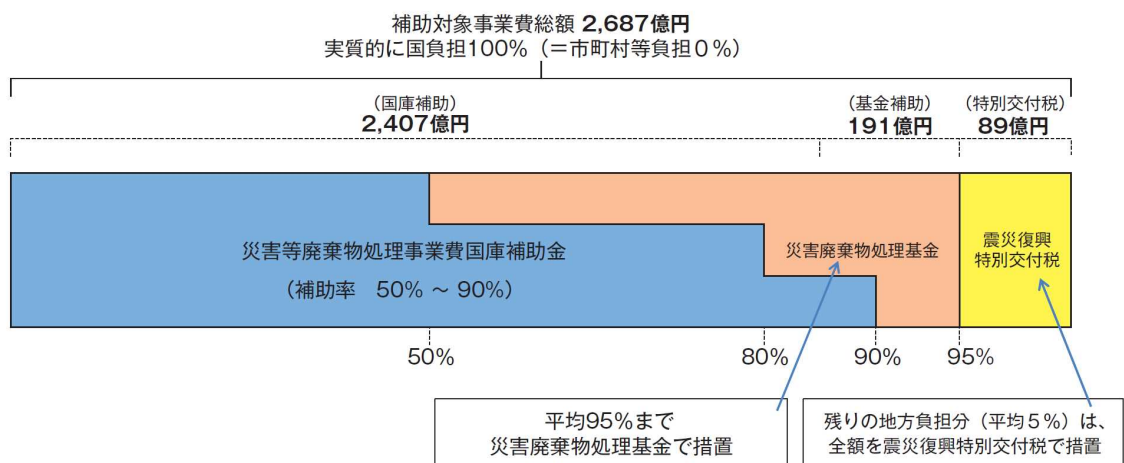


図 2-9-(1)-2 東日本大震災における岩手県の処理費用と財源

出典：「東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の岩手県における処理の記録（概要版）
（平成27年2月）」（岩手県）P6

(2) 災害廃棄物処理事業費の確保

事業費を確保するためには、災害廃棄物・津波堆積物の発生量の推計、処理期間の設定、処理費用の推計等を迅速に行う必要がある。

また、災害等廃棄物事業をはじめとした災害復旧事業では、発災後、緊急的に対応が必要となることから、補助金の交付決定前の事前着工が認められている。そのため、事後に写真等の資料、各種の契約関係書類等によって被災の事実、災害廃棄物等の処理状況等を取りまとめ報告することとなる。

このため、被害の概要及び程度、災害廃棄物等の発生状況を詳細に示す写真や記録等を残すとともに、事業実施にあたっては、事業実施状況や処理実績を示す資料を整理しておく必要がある（表 2-9-(2)-1 参照）。

表 2-9-(2)-1 災害報告書に添付する資料

1. 災害時の気象データ(気象台、都道府県、市町等での公的データ)
2. 写真
 - ①災害廃棄物等(がれき類、被災自動車、被災船舶、汚泥等)の発生状況を示す写真
 - ②解体工事を実施する損壊家屋等の状況を示す写真
 - ③仮置場の状況を示す写真
 - ④重機等の導入状況を示す写真 等
3. 地図(地図上に以下の場所を明示したもの)
 - ①気象観測地点
 - ②上記写真の撮影地点
 - ③仮置場の設置状況(どの地域の災害廃棄物等を搬入しているか示すこと)
 - ④廃棄物処理施設
 - ⑤浸水地域、し尿汲み取り地域 等
4. 災害廃棄物等発生量の推計資料(市町において作成した資料)
5. 災害廃棄物処理事業のフロー図
6. 事業費算出内訳の根拠資料
 - ①事業ごとの一覧表・集計表
 - ②契約書の写し(契約済みの場合)、見積書または工事設計書(予定価格調書)
 - ③(随意契約の場合)随意契約の理由書
 - ④単価の根拠を確認できる資料(労務費単価表、建設物価、3者見積等)
 - ⑤員数の根拠を確認できる資料
 - ⑥諸経費等の算出方法(根拠及び計算経過)を確認できる資料
 - ⑦(放射能測定費を計上する場合)放射能測定の必要性等調書

出典:「東日本大震災により発生した被災3県(岩手県、宮城県、福島県)における災害廃棄物等の処理の記録(平成26年9月)」(環境省東北地方環境事務所 一般財団法人日本環境衛生センター) P198

(3) 事務委託について

県は、甚大な被害により被災市町の行政機能が麻痺・喪失した場合や、対応能力を超える量の災害廃棄物が発生した場合に、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 の規定に基づく事務の一部の委託を受けて、市町の代わりに災害廃棄物処理を行うことができる。また、国は被災市町から災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 86 条の 5 第 9 項の規定に基づく要請があった場合、災害廃棄物の代行処理を行うことができる。表 2-9-(3)-1 に過去の災害における事務委託の内容を示す。

県へ委託する事務は、災害廃棄物処理業務の一部であり、被災市町は可能な限り自ら災害廃棄物を処理することが原則である。

具体的な委託内容の想定は、混合廃棄物の選別・破碎、仮設焼却炉の建設・処理等の二次仮置場における業務であるが、災害の種類や規模によっては二次仮置場を設置する必要がなく、一次仮置場における選別や破碎のみで十分処理できる場合もあるため、災害廃棄物の量や性状に応じて事務委託の必要性を判断することが必要である。

また、県へ委託した業務に要する費用は、県から市町に請求され、市町が支払いを行う必要があることや、事務委託を行うためには、県・市町の双方の議会議決が必要であるため、業務の委託までに時間を要することに留意が必要である。

表 2-9-(3)-1 過去の災害における事務委託の内容

| 災害の名称 | 発災年月 | 受託都県 | 事務委託の内容 |
|---------------------|--------------|------------|---|
| 東日本大震災 | 平成 23 年 3 月 | 岩手県 宮城県 | <ul style="list-style-type: none"> ・家屋等の解体 ・仮置場までの収集運搬(道路・河川等) ・仮置場における選別 ・仮置場からの収集運搬 ・処分(家電、PCB 等処理困難物、広域処理等) ・処理計画の策定 |
| 平成 25 年 10 月台風 26 号 | 平成 25 年 10 月 | 東京都 | 島外処理に係る部分 |
| 平成 28 年熊本地震 | 平成 28 年 4 月 | 熊本県 | 二次仮置場以降の処理 |
| 平成 30 年 7 月豪雨 | 平成 30 年 7 月 | 岡山県 広島県 | <ul style="list-style-type: none"> ・岡山県：倉敷市からの公費解体事業により発生した家屋解体廃棄物を受け入れる一次仮置場以降の処理と、総社市からの二次仮置場以降の処理 ・広島県：二次仮置場以降の処理 |

出典：「災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月）」（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）
技術資料【技 9】一部修正・加筆